

横浜市立大学先端医科学研究センターバイオインフォマティクス解析室が実施する  
バイオインフォマティクス実習に関する規程

制 定 令和元年5月1日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学先端医科学研究センターに設置したバイオインフォマティクス解析室（以下「解析室」という）が実施するバイオインフォマティクス実習（以下「実習」という）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 実習とは、解析室が学内外の実験研究者に対して、大規模データの解析手法などバイオインフォマティクスの理解促進と普及を図るために開催する実習と講義によるプログラムをいう。

(実習参加者)

第3条 開催にあたっては募集要領を定め、実習参加者を学内外から広く募集するものとする。

(参加費)

第4条 解析室は、実習参加者から別表の区分に応じた参加費を徴収する。ただし、先端医科学研究センター長が特別の事由があると認める場合は、参加費の全部又は一部を免除することができる。

2 参加費については、解析室の責に帰すべき事由以外、返金又は減額しない。

(納入方法)

第5条 実習参加者は、解析室が発行した請求書に基づき、納入期限までに参加費を支払うものとする。なお、実習参加者が横浜市立大学の教員である場合には、参加費を研究費振替とすることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、実習に関して必要な事項は解析室が定める。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	対象者	参加費（税込）
学内教員	横浜市立大学の教員、横浜市立大学の教員と共同研究を行っている横浜市立大学の教員以外の者	5,000円
学内学生	横浜市立大学の学生（科目履修のみの学生は除く）	無料
学外	区分「学内教員」及び区分「学内学生」以外の者	7,500円